

抜け漏れ再チェック! 全面施行直後、

改正個人情報保護法の実務対応ポイント

牛島総合法律事務所 弁護士 影島広泰

hiroyasu.kageshima@ushijima-law.gr.jp 03-5511-3233

01

取得~利用 チェクリストP.4

1. 情報分析等で利用する 場合の利用目的

02

安全管理措置・漏えい報告 チェックリストP.5

- 1. 外的環境の把握(安全 管理措置)
- 2. 漏えい等発生時の報 告・通知

03

第三者提供 チェックリストP.6

- 1. 個人データ提供の際の 同意の要否
- 2. 外国にある第三者への 提供

04 個人関連情報 チェックリストP.7

- 1. 「個人関連情報」の概 要
- 2. 個人関連情報の提供・ 取得時の義務
- 3. 実務対応
- 4. Cookie以外の場面で の個人関連情報

05 本人の権利 チェックリストP.8

- 1. 保有個人データに関す る周知事項の追加
- 2. 改正のポイント
- 3. 開示等の請求等に応じ 3. まとめ る手続

06 仮名加工情報 チェックリストP.9

2

- 1. 匿名加工情報
- 2. 仮名加工情報

取得~利用(チェックリストP.4)

17条 (利用目的の特定)

情報分析など本人が想定できない利用をする場合

通則ガイドライン「<u>本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないよう</u>な場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことにはならない」

18条(利用目的による制限)

以下が目的外利用の禁止の例外に追加

- ①学術研究機関等である場合
- ②学術研究機関に提供する場合

令和3年改正法による追加

19条(不適正な利用の禁止)

違法又は不当な行為を助長し、 誘発するおそれがある方法によ る利用が禁止された 令和2年改正法による新設

<u>今後、新しい利用をする際の社内承認フローに組み込むとよい</u>

20条 (適正な取得)

以下が要配慮個人情報の取得の 際の同意取得義務の例外に追加

- ①学術研究機関等である場合
- ②学術研究機関から取得する場合

令和3年改正法による追加



1. 情報分析等で利用する場合の利用目的(1) 法律の規定

■ 利用目的の特定と通知等

(利用目的の特定)

第17条 [旧15条] 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「<u>利用目的</u>」という。)を<u>できる限り特定</u>しなければならない。[2項略]

- 第21条 [旧18条] 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること に伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載 された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本 人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その<u>利用目的を明示</u>しなけ ればならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合 は、この限りでない。「3項以下略]



1. 情報分析等で利用する場合の利用目的(2) 改正法のガイドライン

■ 個人データの処理の方法等の特定(通則ガイドライン)

「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならないが、利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が個人情報取扱事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい(※1)[略]

(※1)「利用目的の特定」の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることである。

本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことにはならない。

例えば、<u>本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析</u> する場合、個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを 本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。」



1. 情報分析等で利用する場合の利用目的 (3) 利用目的の文言のサンプル

- ▶ 本人から得た情報から、行動、関心等の情報を分析する場合の 利用目的の例(通則ガイドライン+2020/10/14委員会資料)
 - 閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析することによって、本人の趣味・嗜好に応じた広告を配信するケース
 - × 広告配信のために利用いたします。
 - <u>取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応</u>じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。
 - 履歴書や面接で得た情報のみならず、(本人が分析されることを想定していない)行動履歴等の情報を分析し、人事採用に活用するケース
 - × 取得した情報を採否の検討・決定のために利用いたします。
 - 履歴書や面接で得た情報に加え、行動履歴等の情報を分析して、当 該分析結果を採否の検討・決定のために利用いたします。
 - 行動履歴等の情報を分析の上、結果をスコア化した上で、当該スコア (自体を提供することを本人に通知等することなく)を第三者へ提供す るケース
 - × 取得した情報を第三者へ提供いたします。
 - ○取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出した上で、 当該スコアを第三者へ提供いたします。



1. 情報分析等で利用する場合の利用目的 (3) 利用目的の文言のサンプル

<旧>

当社はお客様の個人情報を以下の目的で利用します。

- (1) 商品発送のため
- (2) お客様に最適な商品をご提案するため
- (3) 当社及び当社の提携先の商品・サービスのご案内のため

〈修正案〉→情報分析等の場合に利用する項目を特定

当社はお客様の個人情報を以下の目的で利用します。

- (1) ご購入いただいた商品の発送、アフターサービスの提供のため
- (2)<u>取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して</u>、以下の目的で利用し ます。
 - ・趣味・嗜好に応じた商品・サービスに関する広告の表示のため
 - ・趣味・嗜好に応じた当社及び提携先のサービスのご案内のため

当社はお客様の個人情報を以下の目的で利用します。

- (1) 商品発送のため
- (2) お客様に最適な商品をご提案するため (<u>※</u>)
- (3) 当社及び当社の提携先の商品・サービスのご案内のため<u>(※)</u>
- ※お客様の購買履歴やウェブサイトの閲覧履歴等を分析して利用すること を含みます。

安全管理措置・漏えい等報告(チェックリストP.5)

21条(取得に際しての利用目的の通知等)

22条(データの内容の正確性の確保等)

23条(安全管理措置)

「き損」が「毀損」になった

「外的環境の把握」が追加に

通則ガイドラインが定める安全管理措置に「10-7 外的環境の把握」として、「個人情報取扱事業者が、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」が追加された。法制度調査が必要に。

24条(従業者の監督)

25条 (委託先の監督)

26条 (漏えい等の報告等)

個人情報保護委員会への報告

- ・速報
- ・確報(30日/60日以内)

本人への通知

→社内の報告連絡ルールの策定

- ①要配慮個人情報の漏えい等
- ②経済的な損失を伴うこととなるおそれのあるようなデータの漏え い等
- ③不正の目的をもって行われたおそれがある漏えい等
- ④1,000人分を超える漏えい等

なお、委託先は委託元に通知をすれば免れる

→委託契約に盛り込むとよい



1. 外的環境の把握(安全管理措置)

| 通則ガイド | ラインの記載(概要) | 実務的な対応(例) | |
|---------------------|------------------------------|---|--|
| ①基本方針の策定 基本方針の策定が重要 | | プライバシーポリシーを策定 | |
| ②「規律」の整備 | 基本的な取扱い方法を整備する | 「個人情報取扱規程」を策定 (中小規模事業者:個人データの取 扱い方法や管理方法をルールとして 決めておく) | |
| 3組織的 | (1)組織体制の整備 | 責任者を置く | |
| 安全管理措置 | (2) 個人データの取扱いに係 る規律に従った運用 | 「個人データ取扱台帳」を整備 (中小規模事業者:ルールに従って | |
| | (3) 個人データの取扱状況を 確認する手段の整備 | ↑取り扱われていることを責任者が確 │認) │ | |
| | (4) 漏えい等の事案に対応す る体制の整備 | 漏えい等発生時の報告先を決める (例:「内線○○、夜間はメール ○○@○○」) | |
| | (5) 取扱状況の把握及び安全 管理措置の見直し | 責任者が年に1回に点検 | |
| ④人的 安全管理措置 | 適正な取扱いを周知徹底する とともに適切な教育 | 役員・従業員に個人情報の取扱い ルールを徹底 | |



1. 外的環境の把握(安全管理措置)

| 安全官埋措直 | | |
|----------------|--------------------------------|---|
| 通則ガ- | イドラインの記載(概要) | 実務的な対応(例) |
| ⑤物理的 安全管理措置 | (1)個人データを取り扱う区 域の管理 | 離席時にパスワード付きスクリーンセー バー 机の上に放置して帰宅しない |
| | (2)機器及び電子媒体等の盗 難等の防止 | 鍵のかかるキャビネット等に保管 |
| | (3) 電子媒体等を持ち運ぶ場 合の漏えい等の防止 | 持ち運ぶ際には封筒やフォルダに入れる スマホは起動時のパスワード設定 |
| | (4) 個人データの削除及び機 器、電子媒体等の廃棄 | 書類はシュレッダー データは完全消去 |
| ⑥技術的 安全管理措置 | (1)アクセス制御 | 個人データを保存するPCを決める |
| | (2) アクセス者の識別と認証 | PC起動時のID/パスワードの設定 |
| | (3)外部からの不正アクセス 等の防止 | OSの自動更新機能をオンに ウィルス対策ソフトをインストール |
| 改正で追加 | (4) 情報システムの使用に伴 う漏えい等の防止 | メールで送信する際には暗号化・パスワー ド |
| ⑦外的環境の 把握 | 個人データを取り扱う外国の制 度等を把握して措置を実施 | 個人情報保護委員会のウェブサイトを確認 (40か国) |



2. 漏えい等発生時の報告・通知

(1) 総論

■ 漏えい等報告及び本人通知の義務化(26条)

漏えい等=漏えい、滅失又は毀損

- ▶ 旧法(通則ガイドライン+委員会告示)
 - ●個人情報保護委員会に報告するよう「努める」本人に通知することが「望ましい」
- ▶ 改正法(26条)
 - ●「個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたとき」
 - **→個人情報保護委員会に<u>報告「しなければならない」</u> 本人に通知「しなければならない」**

(規則7条)

- ① 要配慮個人情報の漏えい等
- ② 経済的な損失を伴うこととなるおそれのあるようなデータの漏えい等
- ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある漏えい等
- ④ 1,000人分を超える漏えい等
- 報告(速報): 知った後「速やかに」(概ね3~5日以内 初日算入)報告(確報): 知った後30日以内(③は60日以内) 初日算入
- 本人通知:状況に応じて速やかに



2. 漏えい等発生時の報告・通知(2)報告・通知を要しない場合

■ 通則ガイドライン

- ▶ 個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、 漏えいに該当しない。
- ▶ 個人情報取扱事業者が自らの意図に基づき個人データを第三者に提供する場合は、漏えいに該当しない。

■ 規則7条

要配慮個人情報が含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利 <u>益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1</u> 項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条及び次条第1項 において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データについて、 高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、<u>「高度な暗号化その他</u> <u>の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場</u> 合については、報告を要しない。



2. 漏えい等発生時の報告・通知 (2) 報告・通知を要しない場合

Q&A [Q6-16]

報告を要しない「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データについて、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合」に該当するためには、当該漏えい等事案が生じた時点の技術水準に照らして、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データについて、これを<u>第三者が見読可能な状態にすることが困難となるような暗号化等の技術的措置が講じられるとともに、そのような暗号化等の技術的措置が講じられた情報を見読可能な状態にするための手段が適切に管理されていることが必要と解されます。</u>

第三者が見読可能な状態にすることが困難となるような暗号化等の技術的措置としては、適切な評価機関等により安全性が確認されている<u>電子政府推奨暗号</u> <u>リスト</u>やISO/IEC 18033等に掲載されている暗号技術が用いられ、それが適切に実装されていることが考えられます。

また、暗号化等の技術的措置が講じられた情報を見読可能な状態にするための手段が適切に管理されているといえるためには、①暗号化した情報と復号鍵を分離するとともに復号鍵自体の漏えいを防止する適切な措置を講じていること、②遠隔操作により暗号化された情報若しくは復号鍵を削除する機能を備えていること、又は③第三者が復号鍵を行使できないように設計されていることのいずれかの要件を満たすことが必要と解されます。

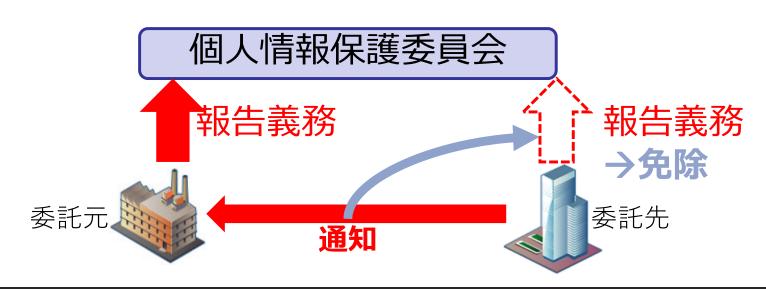


2. 漏えい等発生時の報告・通知 (3) 委託先から漏えいした場合

■ 委託先は委託元に通知すればよい(委託契約への反映を)

法第26条

1 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者に通知したときは、この限りでない。



July 1, 2022 Ushijima & Partners 14

第三者提供(チェックリストP.6)

| 2 | 27条(第三者提供の制限) | |
|---|--|---|
| | 以下が同意取得の例外に追加 ①学術研究機関等である場合 ②学術研究機関に提供する場合 | 令和3年改正法による追加 |
| | オプトアウトの通知事項の追加 | |
| | 委託と第三者提供の切り分け | 以下の場合は第三者提供となる(ガイドラインQ&A) |
| | 共同利用の通知事項の追加 | 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称 <u>及び</u> 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| 2 | 28条(外国にある第三者への提供 | 共の制限) |
| | 以下が同意取得の例外に追加 ①学術研究機関等である場合 ②学術研究機関に提供する場合 | 令和3年改正法による追加 |
| | 同意の際の事前の情報提供 | ①外国の名称、②当該外国における個人情報の保護に関する制度、 ③当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置 |
| | 相当措置の年に1回の確認、 本人への情報提供 | ①年1回確認(相当措置の実施状況&法制度)+支障時の提供停止 ②本人の求めに応じた情報提供 |



■ 切り分け基準①:個人データを「<u>提供</u>」しているか否か

郵便、通信事業者、倉庫業者のように、通常、内容物の詳細を感知しない場合、内容物にある個人データの取り扱いを委託していることにはならない。

個人情報保護法ガイドラインQ&A「A7-53」

クラウドサービスには多種多様な形態がありますが、クラウドサービスの利用が、本人の同意が必要な第三者提供(法第27条第1項)又は委託(法第27条第5項第1号)に該当するかどうかは、保存している電子データに個人データが含まれているかどうかではなく、クラウドサービスを提供する事業者において個人データを取り扱うこととなっているのかどうかが判断の基準となります。当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合には、当該個人情報取扱事業者は個人データを提供したことにはならないため、「本人の同意」を得る必要はありません。また、上述の場合は、個人データを提供したことにならないため、「個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って・・・提供される場合」

また、上述の場合は、個人テータを提供したことにならないため、「個人テータの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って・・・提供される場合」 (法第27条第5項第1号)にも該当せず、法第25条に基づきクラウドサービス 事業者を監督する義務はありません。 [中略]

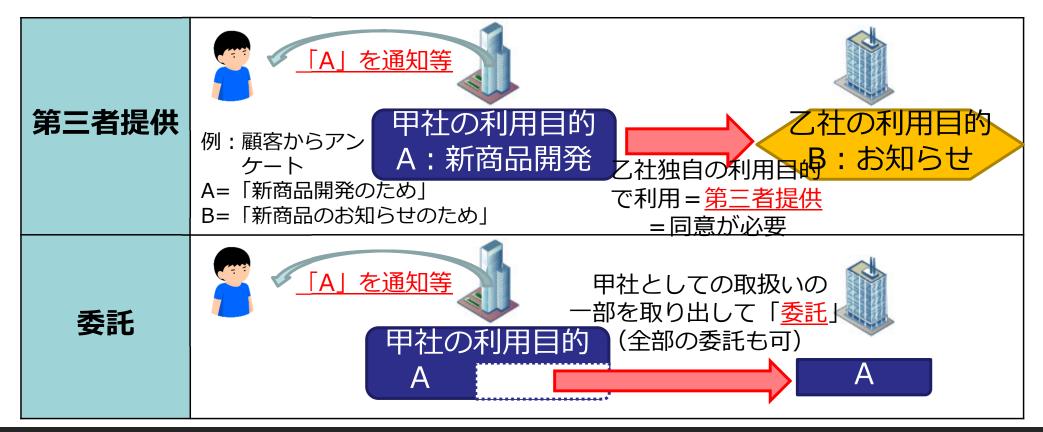
当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないことと なっている場合とは、契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された 個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行って いる場合等が考えられます。



- 切り分け基準②:第三者提供か委託に伴う提供か
 - →<u>提供元の利用目的</u>の達成に必要な範囲内での利用か否か

提供元の事業者の利用目的の範囲内で利用するのであれば、委託に当たる。 これに対し、提供先の会社の独自の利用目的で利用するのであれば、委託ではなく 第三者提供に当たる。

→提供先の利用目的で利用するなら第三者提供。提供元の利用目的だけなら委託





■ 委託ではないと評価されるケース

- ① 複数の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、各個人情報取扱事業者から提供された個人データを区別せずに混ぜて取り扱っている場合(Q7-37)
- ② 複数の委託を受ける委託先は、各委託元から委託に伴って提供を 受けた個人データを<u>本人ごとに突合</u>する場合(Q7-43)
- ③ 委託に伴って委託元から提供された個人データを、<u>独自に取得し</u> た個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合する場合(Q7-41)
 - A) 外部事業者に対する個人データの第三者提供と整理した上で、原則本人の同意を得て提供し、提供先である当該外部事業者の利用目的の範囲内で取り扱う
 - B) 外部事業者に対する委託と整理した上で、委託先である当該外部事業者において本人の同意を取得する 等

→独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合することはできず、委託先で新たな項目を付加して又は内容を修正して委託元に戻すこともできない(Q7-42)



■ 業務委託先の個人データの取扱い一切関知しない場合は、個人データの取扱いの「委託」に当たらない(Q7-36)

アンケート業者

個人データ



記名式アンケート(個人情報)



甲野太郎 S50.1.1生 趣味○○ 趣味△△

【委託に当たる場合の例】

- 調査を依頼した事業者が当該個人 データの内容を確認できる場合
- 契約上、調査を依頼した事業者に個人データの取扱いに関する権限が付与されている場合
- 外部事業者における個人データの 取扱いについて制限が設けられて いる場合

個人データの取扱いに 一切関知しない



統計情報のみ 提供を受ける

趣味〇〇:3人

趣味△△:150人

趣味□□:44人

アンケート発注企業



■ 委託内容に含まれていれば、技術改善等のために利用可

個人情報保護法ガイドラインQ&A

Q7-38

委託に伴って提供された個人データを、委託先が自社のために統計情報に加工 した上で利用することはできますか。

A7-38

委託先は、委託(法第27条第5項第1号)に伴って委託元から提供された個人データを、委託された業務の範囲内でのみ取り扱わなければなりません。<u>委託先が当該個人データを統計情報に加工することが委託された業務の範囲内である場合には、委託先は当該加工を行うことができます</u>が、委託された業務の範囲外で委託先が当該加工を行い、作成された統計情報を自社のために用いることはできません。

Q7-39

委託に伴って提供された個人データを、<u>委託業務を処理するための一環として、</u> <u>委託先が自社の分析技術の改善のために利用</u>することはできますか。

A7-39

個別の事例ごとに判断することになりますが、委託先は、<u>委託元の利用目的の</u> <u>達成に必要な範囲内である限りにおいて</u>、委託元から提供された個人データを、 <u>自社の分析技術の改善のために利用することができます</u>。



2. 外国にある第三者への提供(1) 28条1項の構造

(第三者提供の制限)

- 第27条(旧23条) 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 [中略]
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、 第三者に該当しないものとする。
 - 一個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は 一部を<mark>委託</mark>することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、 その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者 の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易 に知り得る状態に置いているとき。 [以下略]

(外国にある第三者への提供の制限)

第28条(旧24条)個人情報取扱事業者は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第31条第1項第2号において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第3項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。



2. 外国にある第三者への提供(1) 28条1項の構造

> 28条

「この場合においては、同条の規定は、適用しない」

- →「同条」とは「前条」すなわち27条のこと。
 - →「外国にある第三者」に提供する際には、27条は適用しない。
- > 27条5項

委託、事業承継、共同利用は、第三者提供に当たらない

> 28条

「<u>外国</u>」(<u>個人情報保護委員会規則で定めるものを除く</u>) 「第三者」(体制を整備している者を除く)

規則で定める国は「外国」ではない。 体制を整備している者は「外国にある第三者」ではない。 →28条の適用がなくなる(日本国内と同じになる)。

27条の適用がある(委託、事業承継、共同利用が使える)。



2. 外国にある第三者への提供(2) 外国にある第三者への提供の方法

■ 外国にある第三者へ個人データを移転する方法

No.1 個人データを「提供」していない場合

契約+アクセス制御等で取り扱わせない場合(IaaS等)

No.2 個人情報保護委員会が認定した国

EU(EEA)・英国

No.3 個人情報保護委員会が定める体制を整備している者

- ①契約で日本の個人情報保護法を遵守するようになっている企業→「DTA: Data Transfer Agreement」の締結
- ②APECのCBPR認証を受けている企業

No.4 本人の同意がある場合



2. 外国にある第三者への提供(2) 体制整備による終転の場合の対点

- (3) 体制整備による移転の場合の対応
- No.3: 体制整備による移転の場合
 - (1)継続的な実施を確保するために「必要な措置」(規則18条1項)
 - A) <u>定期的な確認</u> (年に1回)
 - 1. 移転先の第三者による相当措置の実施状況
 - 2. 移転先の第三者の所在する外国における相当措置の実施に影響を及 ぼすおそれのある制度の有無

【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度に該当する事例】

- 事例 1) 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度
- 事例 2) 事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人 情報の国内保存義務に係る制度

B) <u>支障時の対応</u>

移転先の第三者による相当措置の実施に支障が生じた場合には、当該支障の解消のために必要かつ適切な措置を講ずることとともに、当該第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難になった場合は、当該第三者に対する個人データの提供を停止すること



2. 外国にある第三者への提供 (3) 体制整備による移転の場合の対応

(2) 本人の求めに応じて提供すべき情報 (規則18条3項)

- 1. 当該第三者による法第28条1項に規定する体制の整備の方法
- 2. 当該第三者が実施する相当措置の概要
- 3. 前ページA)による確認の頻度及び方法
- 4. 当該外国の名称
- 5. 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外 国の制度の有無及びその概要
- 6. 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
- 7. 前号の支障に関して、前ページB)により当該個人情報取扱事業者が 講ずる措置の概要



2. 外国にある第三者への提供

- (4) 同意取得の際の情報提供
- No.4:同意取得の際の情報提供義務(規則17条2項)
 - ① 外国の名称
 - ② 当該外国における個人情報の保護に関する制度
 - **(ア)当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無**
 - (イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在 事例 1) 当該第三者が所在する外国が GDPR 第 45 条に基づく十分性認定の取得国 であること
 - 事例 2) 当該第三者が所在する外国が APEC の CBPR システムの加盟国であること
 - (ウ) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在
 - (工) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在
 - 事例 1) 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度
 - 事例 2) 事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度
 - ③ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置

当該外国にある第三者において、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置(本人の権利に基づく請求への対応に関する措置を含む。)を講じていない場合には、当該講じていない措置の内容について、本人が合理的に認識できる情報が提供されなければならない



2. 外国にある第三者への提供(4)同意取得の際の情報提供

- >「①外国の名称」が特定できない場合
 - →以下の情報を提供(規則17条3項)
 - **→ 「外的環境の把握」においても同様 (Q&A「Q10-25」)**
 - (1) 特定できない旨及びその理由

「なお、情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に個人データの提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましい。」

(2) 提供先の第三者が所在する<u>外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報</u>

「提供先の第三者が所在する外国が特定できないとしても、提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報についても本人に提供しなければならない。」

「例えば、移転先の<u>外国の範囲が具体的に定まっている場合における当該範</u> 囲に関する情報は、…「参考となるべき情報」に該当する。」

▶ 「③当該第三者が講ずる…措置」が特定できない場合

例) 顧客からの保険引受及び同意取得の時点では、最終的にどの再保険会社 に再保険を行うかが未確定である場合

● 特定できない旨及びその理由を情報提供

「情報提供に際しては、<u>どのような場面で</u>外国にある第三者に個人データの 提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましい。」



2. 外国にある第三者への提供 (5) 個人情報保護委員会による情報提供

| 以下の国については、個人情報保護委員会が制度をウェブ |
|-----------------------------------|
| で公開 →該当ページにリンクを張ればよい。 |
| □アラブ首長国連邦(連邦)□アラブ首長国連邦(ADGM) |
| □アラブ首長国連邦(DHC)□ アラブ首長国連邦(DIFC) |
| □インド □インドネシア □ウクライナ □オーストラリア □カナダ |
| □韓国 □カンボジア □シンガポール □スイス □タイ □台湾 |
| □中国 □トルコ □ニュージーランド □フィリピン □ブラジル |
| □米国(連邦)□米国(イリノイ州)□米国(カリフォルニア州) |
| □米国(ニューヨーク州) □ベトナム □香港 □マレーシア |
| □ミャンマー □メキシコ □ラオス □ロシア |
| 以下の国も追加予定 |
| □イスラエル、□カタール、□コスタリカ、□チュニジア、□パナマ、 |
| □ペルー、□南アフリカ、□モロッコ、□モンゴル |
| |

■ その他の国について、当事務所ウェブサイトで公開中

https://www.ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/



2. 外国にある第三者への提供 (6) 公表・情報提供と同意の要否まとめ

| 外国への提供の方法 | | 事前の公表・情報提供 | | | 求めに応じた情報提供 | | | |
|-----------------------|--|-------------------------------------|--------------------------------|---------------|------------------|----------------------|--------------------------|--------------------------|
| | | 国名 | 個人情報保護 の制度 | 受領者が講ず る措置 | 国名 | 支障 を及 ぼす 制度 | 確認の 頻度、 措置、 その他 | 同意の 要否 |
| No.1 提供していな い | | 必須 (32 I ④、令 10①) | 望ましい (通則GL) | 不要 | 不要 | | 不要 | |
| No.2 認定 | 27条 第三者提供* | 不 | 不要 (パブコメ462) 必要 (27 I) | | | | . – – . | |
| 国 (EU /英 国) | 27条 委託 | 必須 (32 I ④、令 10①、パブコメ 460) | 望ましい (通則GL、 パブコメ460) | 不要 | 不要 | | | 不要 (28 I → 27 V ①) |
| No.3 27条 体制 第三者提供* | | 不要(パブコメ462) | | 必須 (28 | 必須 (28 | 必須 (28Ⅲ、 | 必要 (27 I) | |
| 整備 | 27条 委託 | 必須 (32 I ④、令 10①、パブコメ 460) | 望ましい (通則GL、パブ コメ460) | 不要 | Ⅲ、 規18 Ⅲ④) | Ⅲ、 規18 Ⅲ⑤) | 規18Ⅲ ①2③ ⑥⑦) | 不要 (28 I → 27 V ①) |
| No.4 | No.4 同意 必須 必須 必須 ②28 II、規 (28 II、規 (28 II、規 不要 17 II ①) 17 II ②) 17 II ③) 17 II ③) | | 必要 (28 I) | | | | | |

^{*}共同利用も同様であると考えられる



2. 外国にある第三者への提供(7) 何をどこまで調査するのか?

| 71 国19年4 | | 移車 | 去先 | 再移転先 | | |
|---------------------------|----------------|-----------------------------|--|---|--------------------------------|--|
| | | 法人格 | 保存・取扱国 | 法人格 | 保存・取扱国 | |
| 提供していない | | ○ (Q10-25) | ○ (Q10-25) | ○ (Q10-25) | (Q10-25) | |
| 同一法人内の支店・営業所・ 従業者 | | — (日本法人) | ○ (外的環境(Q10- 22,Q10-23)) | | | |
| 28条:認定 委託 国(EU/英 国) | | | ○ (外的環境(Q10- 24、Q10-25)) | ○* (Q12-7参照,外 的環境(Q10- 24)) | ○ (外的環境(Q10- 24、Q10-25)) | |
| | 共同利用・第 三者提供 | ○ (28条は法人格 (GL2-2)) | - (28条は法人格 (GL2 – 2)) | ー (パブコメ No.48) | _ | |
| 28条:相当 措置 | 委託 | ただし、直接提 供する場合には 提供先の国 | ○ (外的環境(Q10- 24、Q10-25)) | ○* (相当措置(Q12- 7),外的環境の把 握(Q10-24)) | ○ (外的環境(Q10- 24、Q10-25) | |
| | 共同利用・第 三者提供 | (パブコメ No.47) | ー (28条は法人格 (GL2-2)) | ー (パブコメ No.48) | _ | |
| 28条:同意 | 共同利用・第 三者提供 | | - (28条は法人格 (GL2-2)) の場合の更季託の場合) | ー (パブコメ No.48) | | |

*委託先が日本の場合の再委託の場合28条の義務は委託先が負う(パブコメNo.4)

個人関連情報(チェックリストP.7)

29条(第三者提供に係る記録の作成等)

30条(第三者提供を受ける際の確認等)

| 3 | 31条(個人関連情報の第三者提供の制限等) | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|
| | <受領側> 個人データと紐付けする場合に は、情報提供+同意取得 | 情報提供 ①個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けること ②本人が識別される個人データとして取得すること ③対象となる個人関連情報 ④提供先の利用目的(望ましい) (外国の場合) ⑤国名、法制度、提供先が講じる措置 (提供元が代行して同意を取得する場合) ⑥提供先の個社名 | | | | |
| | <提供側> 受領者が個人データとして取得 することが「想定」されるとき には同意を確認 | 受領者が外国法人であるケースで、上記⑤の情報提供が行われているかが実務上の問題点 | | | | |
| | 記録義務 | 〈受領側〉提供者の名称等、本人の氏名等、個人関連情報の項目、本人の同意、 (外国の場合)情報提供〈提供側〉提供年月日、第三者の名称、住所、代表者、個人関連情報の項目、 個人関連情報の項目、(外国の場合)情報提供 | | | | |



1. 「個人関連情報」の概要

- 改正法:「個人関連情報」の新設
 - ▶ 「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及 び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」
 - 事例 1) Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの 閲覧履歴
 - 事例 2) メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等
 - 事例 3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴
 - 事例 4) ある個人の位置情報
 - 事例 5) ある個人の興味・関心を示す情報
 - ▶「個人関連情報」を第三者提供し、提供先が「個人データとして取得することが想定されるとき※」は、提供先が本人から「個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める」旨の同意を得ていることを確認する義務がある。
 - ※パブコメNo.347「提供先が、個人関連情報を個人データとして利用しない場合には、その保有する個人データとの容易照合性を排除しきれないとしても、改正後の法第26条の2[31条]は適用されないと考えられます。」



2.個人関連情報の提供・取得時の義務

■ 個人関連情報の規制



個人関連情報の第三者提供



受領者



記録義務

の同意

法制度等の情報提供

確認義務

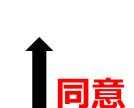
提供者による確認義務

(法令)

- ・個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人 データとして取得すること を認める旨の同意を得ていること
- ・外国にある第三者である 場合には、情報提供義務を 果たしていること
- ※確認の方法も記録する

記録義務





として取得



本人

国内

提供年月日

第三者の名称等

個人関連情報の

項目



2.個人関連情報の提供・取得時の義務

▶ 「<u>想定される</u>」とは?

〇 想定さ れる 提供元の個人関連情報取扱事業者が、顧客情報等の個人データを保有する提供先の第三者に対し、ID 等を用いることで個人関連情報を個人データと紐付けて取得することが可能であることを説明している場合

提供元の個人関連情報取扱事業者が、提供先の第三者から、個人関連情報を受領 した後に個人データと紐付けて取得することを告げられている場合

個人関連情報を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報を氏名等 と紐付けて利用することを念頭に、そのために用いる ID 等も併せて提供する場合

パブコメNo. 355

改正後の法第 26 条の2 [31条] 第1項の「想定される」について、一般人の認識を基準に、 提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが通常想定できる場合には、 「想定される」に該当することとなりますが、ここでの「一般人の認識」とは、<u>同種の事業</u> を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識をいいます。

Q&A [A8-5]

個人関連情報取扱事業者は、一般に、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いを確認する義務を負うものではありません。しかし、提供先の第三者の事業内容、提供先の第三者との取引状況、提供する個人関連情報の項目、提供先の第三者における個人データの利用状況等の客観的事情に照らし、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして利用することが窺われる場合には、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いを確認した上で、「個人データとして取得する」ことが想定されるかどうかを判断する必要があります。



3. 実務対応 Case 1: 個人関連情報の提供

~確認義務

- 自社において個人データに当たらない場合
 - 会員情報等と紐付いていないなど、提供元において容易照合性がないのであれば、「ある個人がこのページを見た」という情報だけであるから、個人情報ではなく個人関連情報に当たる
 - ➤ ベンダ側が個人データとして取得することが想定されないとき→法的には、特段の対応は必要ない(世論や透明性の問題→後述)





July 1, 2022 Ushijima & Partners 35



3. 実務対応 Case 2: 個人データの提供

(1) 同意の要否の判断

■ 自社において個人データに当たる場合

提供する際に、そのクッキー等の情報が、会員情報等と紐付いているのであれば、「提供元基準」により個人データの提供となる

- > ベンダ側が、
 - ①ベンダ側の利用目的で利用する
 - ②他の委託元のデータと区別せずに混ぜて取り扱う
 - ③他の委託元の又はベンダ独自取得の個人データ・個人関連情報と 本人ごとに突合する

等のいずれかを行う(ベンダ側で個人データの場合(パブコメNo.353参照))

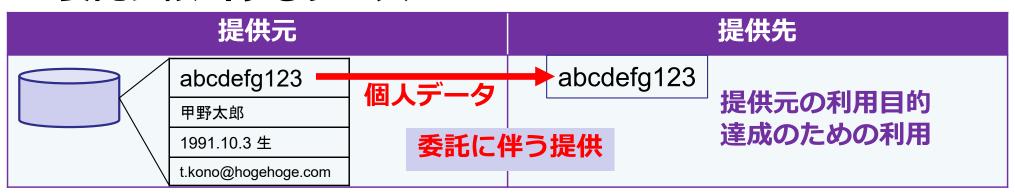
- →第三者提供
 - →提供元の<u>自社において本人の同意</u>を得る必要あり
- ▶ 上記①~③のいずれも行わない→委託であり、同意は不要

July 1, 2022 Ushijima & Partners 36

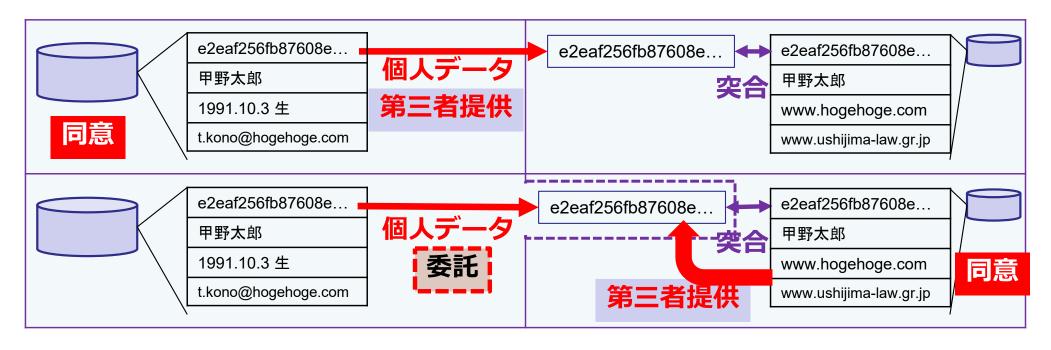


3. 実務対応 Case 2: 個人データの提供 (2)まとめ

■ 委託に該当するケース



■ 第三者提供に該当するケース(固有情報と突合)

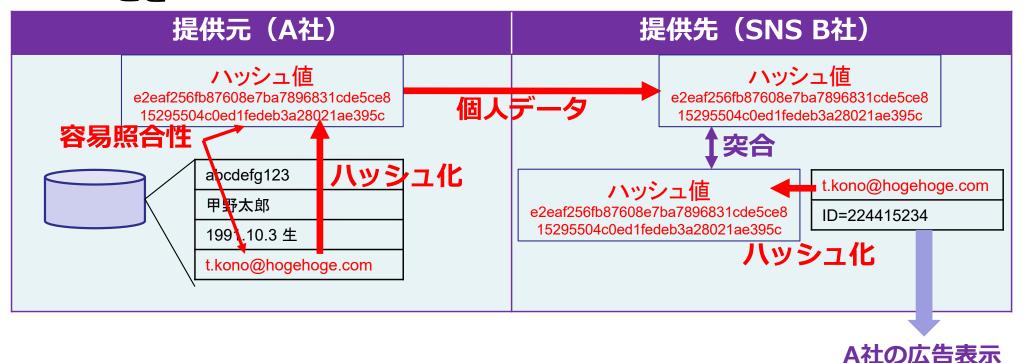




3. 実務対応 Case 2: 個人データの提供 (3) メールアドレスのハッシュ値を提供

Q&A [Q7-41]

既存顧客のメールアドレスを含む個人データを委託に伴って SNS 運営事業者に提供し、当該 SNS 運営事業者において提供を受けたメールアドレスを当該 SNS 運営事業者が保有するユーザーのメールアドレスと突合し、両者が一致した場合に当該ユーザーに対し当該 SNS 上で広告を表示すること





3. 実務対応 Case 2: 個人データの提供 (4) 提供先の説明

- 個人データの第三者提供の際に提供先を特定するか?
 - ◆通則ガイドラインQ&A「Q5-9」

「<u>提供先を個別に明示することまでが求められるわけではありません。も</u>っとも、想定される提供先の範囲や属性を示すことは望ましい」

◆金融分野ガイドライン12条1項

「金融分野における個人情報取扱事業者は、法第27条に従い、個人データの第三者提供についての同意を得る際には、原則として、書面によることとし、当該書面における記載を通じて、

- ①個人データの提供先の第三者
- ②提供先の第三者における利用目的
- ③第三者に提供される個人データの項目

を本人に認識させた上で同意を得ることとする。

本人の同意を得ようとする時点において、①に掲げる事項が特定できない場合には、①に掲げる事項に代わる本人に参考となるべき情報を本人に認識させた上で同意を得ることとする。当該情報としては、次に掲げる例が考えられる。

(例) ・ 提供先の第三者の範囲や属性に関する情報



3. 実務対応 Case 3: データ 受領

(1) 同意の要否の判断

- 提供元において個人データである場合
 - ▶ 個人データの第三者提供
 →提供元において同意を取得しなければならない
- 提供元において個人データでない場合
 - ▶ 個人データの提供ではなく、個人関連情報の提供
 - → <u>受領側(自社)が個人データとして取り扱うならば、同意が必要</u> (提供元に同意の取得を代行してもらうことは可能)
 - →自社において個人情報として取り扱う場合には、提供元において同意を 得ていなければ、<u>適正取得違反</u>になる





3. 実務対応 Case 3: データ受領

(2) 利用目的の特定と通知等

- 個人情報として利用するときの利用目的の特定
 - ▶ 広告事業者・パブリックDMP等から情報の提供を受けて利用する にせよ、プライベートDMPで分析して利用するにせよ、個人情報 については利用目的を特定して通知等しなければならないことに要 注意。
 - 例)プライバシーポリシーに、他のソース(DMP等)から入手した個人情報の利用目的が特定されているか?



3. 実務対応 Case 3: データ受領

(3) 個人関連情報の同意の取得方法

- 個人関連情報を受領する場合
 - <通則ガイドライン(個人関連情報)>
 - ① 「同意の取得に当たっては、本人が同意に係る<u>判断を行うために</u> <u>必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上</u> で、本人の同意の意思が明確に確認できることが必要である。」
 - ② 「本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能である。」
 - ③ 「同意取得の方法としては、様々な方法があるが、例えば、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法、確認欄へのチェックを求める方法がある。ウェブサイト上で同意を取得する場合は、単にウェブサイト上に本人に示すべき事項を記載するのみでは足りず、それらの事項を示した上でウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法等によらなければならない。また、同意取得に際しては、本人に必要な情報を分かりやすく示すことが重要であり、例えば、図を用いるなどして工夫することが考えられる。」



3. 実務対応 Case 3: データ受領 (3) 個人関連情報の同意の取得方法

■ 説明に関する要件の整理

| — µ/0-/3/С | | | | | | |
|-------------------------------|--|------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | 個人関連情報 取扱事業者か ら個人関連情 報の提供を受 けること | 本人が識別される個人データとして取得すること | 提供先の個 社名 | 対象となる 個人関連情 報 | 提供先の利 用目的 | (外国提供) (1)国名 (2)個人情報 保護の制度 (3)提供先が 講ずる措置 |
| 通則ガイドライ ン | | | _ | 必須 (通則3-7- 2-2) | 望 ま し い (通則3-7- 2-2) | |
| 提供元が同意取 得を代行する場 合(通則GL) | 必須 (法31 I ①) | 必須 (法31 I ①) | 必須 (通則3-7- 2-2) | 必須 (通則3-7- 2-2) | 望ましい (通則3-7- 2-2) | 必須 (法31 I ②・ |
| 金融分野ガイドライン | (/4311 @) | (ДЭТТФ) | | 必須(金融 GL14 I) | 必須(金融 GL14 I) | 則17Ⅱ各号) |
| 提供元が同意取 得を代行する場 合(金融GL) | | | 必須(通則 3-7-2-2) | 必須(金融 GL14 I) | 必須(金融 GL14 I) | |

(③) <u>当社は</u>、 (1) 第三者が運営するデータ・マネジメント・プラットフォームから

 ${}_{\textcircled{4}}$ Cookieにより収集されたウェブの閲覧履歴及びその分析結果 ${}_{\textcircled{1}}$ 取得し、 ${}_{\textcircled{2}}$ これ

<u>をお客様の個人データと結びつけた上で、。広告配信等の目的で利用いたします。</u>



3. 実務対応

Case 4:データを提供していない場合

■ タグの設置等によりユーザから直接提供させる場合

通則ガイドラインQ&A

- Q8-10 A社が自社のウェブサイトにB社のタグを設置し、B社が当該タグを通じてA社ウェブサイトを閲覧したユーザーの閲覧履歴を取得している場合、A社はB社にユーザーの閲覧履歴を提供したことになりますか。
- A 8 10 個別の事案ごとに判断することとなりますが、A社がB社のタグにより収集される閲覧履歴を取り扱っていないのであれば、A社がB社に閲覧履歴を「提供」したことにはならず、B社が直接にユーザーから閲覧履歴を取得したこととなると考えられます。このため、B社がそのタグを通じて閲覧履歴を取得することについて、法第31条第1項は適用されないと考えられます。

なお、個人情報取扱事業者であるB社は、閲覧履歴を個人情報として取得する場合には、偽りその他不正の手段によりこれを取得してはならず(法第20条第1項)、また、個人情報の利用目的を通知又は公表する必要があります(法第21条第1項)。



3. 実務対応

Case 4: データを提供していない場合

■ サイトからはデータ提供せずユーザが直接提供するケース



July 1, 2022

45



4. Cookie以外の場面での個人関連情報

■ 不正契約防止等のための情報の提供等

通則ガイドライン令和2年改正パブコメ「御意見」No. 307

なりすまし等の判定を目的として、電話番号の使用履歴データを購入している。かかるデータは、固定電話番号、携帯電話番号が実在する番号であるか否か、その履歴がデータベース化されているものであり、申込顧客の電話番号であるか否かを問わず、電話番号の使用履歴データを購入している。 [中略] かかるデータは個人関連情報には該当しないと考えているが、この理解で良いか。(日本貸金業協会)

「御意見に対する考え方」

個別の事案ごとに判断することとなりますが、個人情報に該当しない電話番号の使用履歴 についても、個人に関する情報である限り、<mark>個人関連情報に該当し得る</mark>こととなります。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第31条

個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を 構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。)を個人データとして取得 することが想定されるときは、第27条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事 項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することを しないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。 [略]

▶ 27条1項2号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」

本人の権利(チェックリストP.8)

32条(保有個人データに関する事項の公表等)

- ①事業者の氏名又は名称<u>、住所</u>・ 代表者の氏名
- ⑤個人情報の取扱体制や講じている措置の内容
- 左記下線部の追加
- 外的環境の把握では「A国」と特定する(通則ガイドライン)
- 「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」でよい

33条(開示)

| 開示のデジタル化 | ①電磁的記録の提供による方法 ②書面の交付による方法 ③その他当該個人情報取扱事業者の定める方法(もしあれば) |
|------------|---|
| 第三者提供記録の開示 | プライバシーポリシー等の <mark>開示の手続での記載漏れに注意</mark> 例:「個人データ及び第三者提供記録の開示については…」 |

34条(訂正等)

35条(利用停止等)

- ①19条違反(不適正利用)
- ②利用する必要がなくなった場合
- ③26条の漏えい等が発生した 場合
- ④その他本人の権利又は正当な 利益が害されるおそれがある場 合

ガイドライン上、「個人情報取扱事業者に本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、個人情報取扱事業者は請求に応じる必要がある」とされている



1. 保有個人データに関する周知事項の追加 (1) 総論

■ 改正法(赤字部分の追加)

(保有個人データに関する事項の公表等)

第32条 [改正前27条] 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称<u>及び住所並びに法人にあっては、</u> その代表者の氏名
- 二 全ての保有個人データの利用目的(第21条第4項第1号から第3号までに該当する場合を 除く。)
- 三 次項の規定による求め又は次条第1項、第34条第1項若しくは第35条第1項若しくは第3 項の規定による請求に応じる手続(第38条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、 その手数料の額を含む。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの 「2項以下略]

施行令10条[改正前8条]

法第32条 [改正前27条] 第1項第4号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一法第23条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置(本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)
- 二 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 三 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当 該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先



1. 保有個人データに関する周知事項の追加 (2) プライバシーポリシー等の記載事項

▶「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」に置くもの

| 旧法 | 改正法 |
|--------------------|--|
| <個人情報> | <個人情報> |
| ・利用目的 | ・利用目的 <u>(利用する項目等の特定)</u> |
| <保有個人データ> | <保有個人データ> |
| ・事業者の氏名又は名称 | 事業者の氏名又は名称<u>、住所、代表者</u> |
| | <u>の氏名</u> |
| ・利用目的 | ・利用目的 |
| ・開示等の請求に応じる手続 | ・開示等の請求に応じる手続 |
| ・苦情の申出先 | ・苦情の申出先 |
| ・認定個人情報保護団体の名称及び苦情 | ・認定個人情報保護団体の名称及び苦情 |
| の解決の申出先 | の解決の申出先 |
| | ・安全管理のために講じている措置 |



1. 保有個人データに関する周知事項の追加

(3) 「取扱い体制や講じている措置」

- 「個人情報の取扱体制や講じている措置」
 - ▶ 安全管理のために講じた措置(通則ガイドライン)

(基本方針の策定)

事例)個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定

(個人データの取扱いに係る規律の整備)

事例)取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、 責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定

(組織的安全管理措置)

事例1)個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人 データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲 を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場 合の責任者への報告連絡体制を整備

事例2)個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施すると ともに、他部署や外部の者による監査を実施

(人的安全管理措置)

事例1)個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的 な研修を実施

事例2) 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載



1. 保有個人データに関する周知事項の追加(3)「取扱い体制や講じている措置」

(物理的安全管理措置)

事例1)個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施

事例2)個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

(技術的安全管理措置)

事例1)アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データ ベース等の範囲を限定

事例2) 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス 又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

(外的環境の把握)

<u>事例)個人データを保管しているA 国における個人情報の保護に関する</u> 制度を把握した上で安全管理措置を実施



1. 保有個人データに関する周知事項の追加(4)どこまでをプライバシーに記載するか?

- ■「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」
 - > 通則ガイドライン

ホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。必ずしもホームページへの掲載、又は事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

【本人の知り得る状態に該当する事例】

- 事例 1) 問合せ窓口を設け、問合せがあれば、口頭又は文書で回答できるよう体制 を構築しておく場合
- 事例 2) 店舗にパンフレットを備え置く場合
- 事例 3) 電子商取引において、商品を紹介するホームページに問合せ先のメールアドレスを表示する場合

➤ 通則ガイドラインのパブコメNo.456

一般的に、保有個人データの<u>安全管理のために講じた措置の概要をホーム</u>ページに掲載し、その具体的な内容については、本人の求めに応じて遅滞なく回答するといった対応も可能と考えられます。



2. 改正のポイント

(1) 短期保有データ、開示のデジタル化等

①6か月以内に消去する<u>短期保有データの除外の廃止</u>

改正前:6か月以内に消去するデータ→開示等の対象外

改正後:6か月以内に消去するデータ→開示等の対象

2開示のデジタル化

改正前:書面で開示するのが原則

改正後:本人が請求した方法で開示

(i)データで開示

(ii)書面で開示

(iii)事業者が定めた方法があれば、その方法で開示

③第三者提供記録の開示



2. 改正のポイント(2) 利用停止等

4利用停止・消去請求等の拡充

(赤字部分が追加された)

| | 利用停止・消去 | 第三者への提供の停止 |
|-------------------|------------|------------|
| 18条(16条)違反(目的外利用) | \bigcirc | |
| 19条違反(不適正利用) | O | |
| 20条(17条)違反(不適正取得) | 0 | |
| 27条(23条)1項違反 | | |
| (同意なしの第三者提供) | | |
| 28条(24条)違反 | | |
| (同意なしの外国第三者提供) | | |
| 利用する必要がなくなった場合 | Ō | O |
| 26条の漏えい等が発生した場合 | | |
| その他本人の権利又は正当な利益が | | |
| 害されるおそれがある場合 | | |

▶ 情報漏えいが発生した場合の対応事項が1つ増える

: 本人から個人データの利用停止・消去の請求に対応しなければならない



2. 改正のポイント(2) 利用停止等

■ 「正当」とは

▶「正当」かどうかは、相手方である個人情報取扱事業者との関係で決まるものであり、個人情報取扱事業者に本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、個人情報取扱事業者は請求に応じる必要がある。

本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうか を判断するに当たっては、例えば、以下のような事情を考慮するこ とになる。

- (ア) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を保護するために当該保有個人データを取り扱う事情
- (イ) 法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情
- (ウ) 契約に係る義務を履行するために当該保有個人データを取り扱う事 情
- (工) 違法又は不当な行為を防止するために当該保有個人データを取り扱う事情
- (オ) 法的主張、権利行使又は防御のために当該保有個人データを取り扱 う事情



3. 開示等の請求等に応じる手続

■ 開示等の請求等に応じる手続(通則GL令和3年8月2日)

改訂後

改訂前

(※2)確認の方法としては、次のような事例が考えられるが、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。

なお、代理人による来所や送付等の場合にあっては、確認書類として、本人及び代理人についての次の事例に示す書類等のほか、代理人について、代理権を与える旨の委任状(親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し。また、成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書)が考えられる。

- 事例1) 来所の場合: 運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(マイナンバーカード) 表面、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印
- 事例2)オンラインの場合:あらかじめ本人が個人情報取扱事業者 に対して登録済みの ID とパスワード、公的個人認証による 電子署名
- 事例3)<u>電話の場合:あらかじめ本人が個人情報取扱事業者に対し</u>て登録済みの登録情報(生年月日等)、コールバック
- 事例 4) 送付(郵送、FAX 等) の場合: 運転免許証や健康保険の被保険者証等の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて主き書留郵便により送付

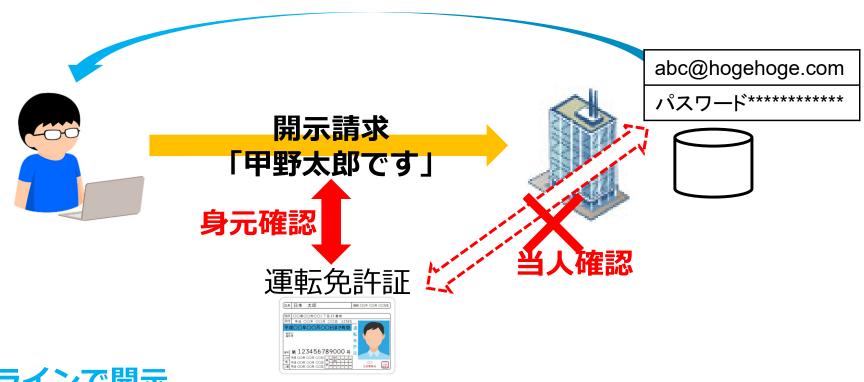
(※5)確認の方法は、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。

- 事例1)本人の場合:運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(マイナンバーカード)表面、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印
- 事例 2)代理人の場合:本人及び代理人について、運転 免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード (マイナンバーカード)表面、旅券(パスポート)、在 留カード、特別永住者証明、年金手帳等。このほか、 代理人については、代理を示す旨の委任状(親権 者が未成年者の法定代理人であることを示す場合 は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が 示された戸籍謄抄本、住民票の写し)



3. 開示等の請求等に応じる手続

- 身元確認 = ユーザ当人の実在性を確認すること
- <u>当人認証</u> = 利用しているのが登録されたユーザであることを確認すること 経済産業省「オンラインサービスにおける身元確認手法の整理に関する検討報告書」



- > オンラインで開示
 - →メールアドレスとパスワードで認証すれば、「当人」への開示
- ▶ 運転免許証の住所に書留郵便で開示
 →身元確認した人への開示にはなるが、その人物がユーザ当人かは不明

仮名加工情報(チェックリストP.9)

36条 (理由の説明) 37条(開示等の請求等に応じる手続) 本人確認のプロセスに注意 ガイドラインが改正されているので注意 38条(手数料) 39条 (事前の請求) 40条(個人情報取扱事業者による苦情の処理) 41条 (仮名加工情報の作成等) 「作成するとき」は、仮名加工情報として取り扱うために、当該仮 仮名加工情報 名加工情報を作成するときのことを指す。 42条 (仮名加工情報の第三者提供の制限等) 第三者提供は禁止 委託・共同利用はOK 43条 (匿名加工情報の作成等) 44条 (匿名加工情報の提供) 45条 (識別行為の禁止) 46条(安全管理措置等)



1. 「匿名加工情報」

■ 匿名加工情報とは

▶ 個人情報 = 「特定の個人を識別することができる」情報

個人情報保護法2条(抜粋)

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の①②のいずれかに該当するものをいう

- ①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等・・・により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- ②個人識別符号が含まれるもの
- →

 識別可能性=「社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができること」
- ▶ 匿名加工情報 = 「特定の個人を識別することができないように」加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの

個人情報保護法2条

6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう



1. 匿名加工情報

■ 加工方法

法43条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして<u>個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。</u>

施行規則34条

- ① 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- ② 個人情報に含まれる<u>個人識別符号の全部を削除</u>すること(当該個人識別符号を復元する ことのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- ③ 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを<u>連結する符号</u>(現に個人情報 取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)<u>を削除</u>すること(当該 符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に 措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)。
- ④ <u>特異な記述等を削除</u>すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有し ない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- ⑤ 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報 データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該<u>個人情報</u> <u>データベース等の性質を勘案し</u>、その結果を踏まえて<u>適切な措置を講ずること</u>。

> これらの「全て」を満たす必要がある



1. 匿名加工情報

■ 個人情報

| 取引ID | 会員ID | 氏名 | 日時 | 店舗ID | 店舗名 | 担当者ID | 商品ID | 商品名 | 数量 | 価格 | 年齡 |
|-------|--------|------|------------------|-------|---------|-------|------|-----------------|----|-------|-----|
| 10032 | 224523 | 田中一郎 | 2016/8/2 18:25 | KN013 | みなとみらい店 | 101 | 151 | 王様のカフェラテ | 1 | 132 | 46 |
| 10033 | 224523 | 田中一郎 | | | みなとみらい店 | 101 | 22 | タマゴサンド | 1 | 286 | 46 |
| | | 佐藤幸子 | 2016/10/4 7:13 | CB002 | 西船橋駅前店 | 305 | 288 | 近江屋チョコレート(ホワイト) | 4 | 209 | 46 |
| 10035 | 231622 | 鈴木博 | 2016/11/30 11:59 | TK101 | 錦糸町店 | 211 | 793 | バンドウクジラぬいぐるみ(大) | 1 | 16500 | 46 |
| 10036 | 231622 | 鈴木博 | 2016/11/30 11:59 | TK101 | 錦糸町店 | 211 | 151 | 王様のカフェラテ | 1 | 132 | 46 |
| 10037 | 231622 | 鈴木博 | 2016/11/30 11:59 | TK101 | 錦糸町店 | 211 | 22 | タマゴサンド | 1 | 286 | 46 |
| 10038 | 231622 | 鈴木博 | 2016/11/30 11:59 | TK101 | 錦糸町店 | 211 | 287 | 近江屋チョコレート(ビター) | 4 | 209 | 46 |
| 10039 | 225412 | 佐藤幸子 | 2016/12/10 1:58 | MI301 | 溜池山王店 | 112 | 793 | 王様のカフェラテ | 1 | 132 | 46 |
| 10040 | 224523 | 田中一郎 | 2016/12/10 5:55 | KY023 | 横浜駅前店 | 104 | 151 | 王様のカフェラテ | 1 | 132 | 46 |
| 10041 | 122214 | 甲野太郎 | 2016/12/10 5:55 | KY023 | みなとみらい店 | 102 | 22 | タマゴサンド | 1 | 286 | 119 |
| 10042 | 231622 | 鈴木博 | 2016/12/11 17:13 | CB002 | 西船橋駅前店 | 305 | 287 | 近江屋チョコレート(ビター) | 4 | 209 | 46 |
| 10043 | 225412 | 佐藤幸子 | 2016/12/12 13:33 | TK101 | 錦糸町店 | 204 | 23 | ミックスサンド | 1 | 298 | 46 |

■ 匿名加工情報(例)

| 取引ID | 会員ID | 氏名 | 日時 | 店舗ID | 店舗名 | 担当者ID | 商品ID | 商品名 | 数量 | 価格 | 年齢 |
|-------|-------|-------|----------------|-------|---------|-------|------|-----------------|----|-----|-------|
| 10032 | ***** | ***** | 2016/8/2 18時 | KN013 | みなとみらい店 | 101 | 151 | 王様のカフェラテ | 1 | 132 | 46 |
| 10033 | ***** | ***** | 2016/8/2 18時 | KN013 | みなとみらい店 | 101 | 22 | タマゴサンド | 1 | 286 | 46 |
| 10034 | ***** | ***** | 2016/10/4 7時 | CB002 | 西船橋駅前店 | 305 | 288 | 近江屋チョコレート(ホワイト) | 4 | 209 | 46 |
| | | | | | | | | | | | |
| 10036 | ***** | ***** | 2016/11/30 11時 | TK101 | 錦糸町店 | 211 | 151 | 王様のカフェラテ | 1 | 132 | 46 |
| 10037 | ***** | ***** | 2016/11/30 11時 | TK101 | 錦糸町店 | 211 | 22 | タマゴサンド | 1 | 286 | 46 |
| 10038 | ***** | ***** | 2016/11/30 11時 | TK101 | 錦糸町店 | 211 | 287 | 近江屋チョコレート(ビター) | 4 | 209 | 46 |
| 10039 | ***** | ***** | 2016/12/10 1時 | MI301 | 溜池山王店 | 112 | 793 | 王様のカフェラテ | 1 | 132 | 46 |
| 10040 | ***** | ***** | 2016/12/10 5時 | KY023 | 横浜駅前店 | 104 | 151 | 王様のカフェラテ | 1 | 132 | 46 |
| 10041 | ***** | ***** | 2016/12/10 5時 | KY023 | みなとみらい店 | 102 | 22 | タマゴサンド | 1 | 286 | 80歳以上 |
| 10042 | ***** | ***** | 2016/12/11 17時 | CB002 | 西船橋駅前店 | 305 | 287 | 近江屋チョコレート(ビター) | 4 | 209 | 46 |
| 10043 | ***** | ***** | 2016/12/12 13時 | TK101 | 錦糸町店 | 204 | 23 | ミックスサンド | 1 | 298 | 46 |

特定の個人を識別することができないように加工し、当該個人情報を復元することができないようにしたもの



1. 匿名加工情報

■ 匿名加工情報

■ 利用や第三者提供に本人の同意が必要ないのがポイント

①作成したとき

- 規則で定める基準に従い、加工の方法等に関する情報等の安全管理措置を講じる
- 規則で定めるところにより、個人に関する情報の項目を公表
- 匿名加工情報の安全管理措置等を講じ、かつ当該措置の内容を公表するよう努める

②自ら取り扱う際

• 本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない

③第三者に提供するとき

規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示

④第三者から提供を受けた匿名加工情報を取り扱う際

- 本人を識別するために、削除された記述等、加工の方法の情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない
- 匿名加工情報の安全管理措置等を講じ、かつ当該措置の内容を公表するよう努める



2. 仮名加工情報

(1) 仮名加工情報とは

■ 改正法(新設):仮名(かめい)加工情報

個人情報保護法2条

- 5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて<u>他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない</u>ように個人情報を加工して得られる<u>個人に関する情報</u>をいう。
 - 一 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
 - 二 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を 削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により 他の記述等に置き換えることを含む。)。



→仮名加工情報 = 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報



仮名加工情報 加工方法

| 匿名加工情報 (法2条6項、法43条、規則34条) | 仮名加工情報 (法2条5項、法41条、規則31条) |
|---|---|
| ①個人情報に含まれる特定の個人を識別する ことができる記述等の全部又は一部を削除 | ①個人情報に含まれる特定の個人を識別する ことができる記述等の全部又は一部を削除 |
| ②個人情報に含まれる個人識別符号の全部を 削除 | ②個人情報に含まれる個人識別符号の全部を 削除 |
| ③個人情報と当該個人情報に措置を講じて得 られる情報とを連結する符号を削除 | |
| ④特異な記述等を削除 | |
| ⑤前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずる | |
| ー ※クレジットカード番号は、通常、1号又は5号の 基準に基づき削除されると考えられる。 | ⑥不正利用されることにより、財産的被害が 生じるおそれのある記述等の削除又は置換 |

匿名加工情報では、<mark>対応表は削除</mark>しなければ ならない(新ガイドライン)



2. 仮名加工情報

(2) 加工方法

- 規則31条(+ガイドライン)
 - ① 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の 全部又は一部を削除又は置換
 - 事例 1) 会員 ID、氏名、年齢、性別、サービス利用履歴が含まれる個人情報を加工する場合に次の措置を講ずる。
 - 1) 氏名を削除する。
 - 事例 2) 氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合に次の 1 から 3 までの措置を講ずる。
 - 1) 氏名を削除する。
 - 2) 住所を削除する。又は、○○県△△市に置き換える。
 - 3) 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。
 - ※氏名の削除後、当該個人情報に含まれる他の記述等により、なお特定の個人を 識別することができる場合には、当該記述等によって特定の個人を識別することができなくなるよう加工する必要がある。
 - ② 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除又は置換
 - ⑥ 個人情報に含まれる記述等のうち、当該記述等が不正に利用されることにより、財産的被害が発生するおそれがあるものを削除又は置換(例:クレジットカード番号、送金や決済機能があるウェブサービスのID・パスワード等)



2. 仮名加工情報(2) 加工方法

■ 個人情報

| 取引ID | 会員ID | 氏名 | 日時 | 店舗ID | 店舗名 | 担当者ID | 商品ID | 商品名 | 数量 | 価格 | 年齡 |
|-------|--------|------|------------------|-------|---------|-------|------|-----------------|----|-------|-----|
| 10032 | 224523 | 田中一郎 | 2016/8/2 18:25 | KN013 | みなとみらい店 | 101 | 151 | 王様のカフェラテ | 1 | 132 | 46 |
| 10033 | 224523 | 田中一郎 | | | みなとみらい店 | 101 | 22 | タマゴサンド | 1 | 286 | 46 |
| 10034 | 225412 | 佐藤幸子 | 2016/10/4 7:13 | CB002 | 西船橋駅前店 | 305 | 288 | 近江屋チョコレート(ホワイト) | 4 | 209 | 46 |
| 10035 | 231622 | 鈴木博 | 2016/11/30 11:59 | TK101 | 錦糸町店 | 211 | 793 | バンドウクジラぬいぐるみ(大) | 1 | 16500 | 46 |
| 10036 | 231622 | 鈴木博 | 2016/11/30 11:59 | TK101 | 錦糸町店 | 211 | 151 | 王様のカフェラテ | 1 | 132 | 46 |
| 10037 | 231622 | 鈴木博 | 2016/11/30 11:59 | TK101 | 錦糸町店 | 211 | 22 | タマゴサンド | 1 | 286 | 46 |
| 10038 | 231622 | 鈴木博 | 2016/11/30 11:59 | TK101 | 錦糸町店 | 211 | 287 | 近江屋チョコレート(ビター) | 4 | 209 | 46 |
| 10039 | 225412 | 佐藤幸子 | 2016/12/10 1:58 | MI301 | 溜池山王店 | 112 | 793 | 王様のカフェラテ | 1 | 132 | 46 |
| | | 田中一郎 | 2016/12/10 5:55 | KY023 | 横浜駅前店 | 104 | 151 | 王様のカフェラテ | 1 | 132 | 46 |
| 10041 | 122214 | 甲野太郎 | 2016/12/10 5:55 | KY023 | みなとみらい店 | 102 | 22 | タマゴサンド | 1 | 286 | 119 |
| 10042 | 231622 | 鈴木博 | 2016/12/11 17:13 | CB002 | 西船橋駅前店 | 305 | 287 | 近江屋チョコレート(ビター) | 4 | 209 | 46 |
| 10043 | 225412 | 佐藤幸子 | 2016/12/12 13:33 | TK101 | 錦糸町店 | 204 | 23 | ミックスサンド | 1 | 298 | 46 |

■ 仮名加工情報

| 取引ID | 会員ID | 氏名 | 日時 | 店舗ID | 店舗名 | 担当者ID | 商品ID | 商品名 | 数量 | 価格 | 年齡 |
|-------|--------|-----|------------------|-------|---------|-------|------|-----------------|----|-------|-----|
| 10032 | 224523 | ABC | 2016/8/2 18:25 | KN013 | みなとみらい店 | 101 | 151 | 王様のカフェラテ | 1 | 132 | 46 |
| 10033 | 224523 | ABC | | | みなとみらい店 | 101 | | タマゴサンド | 1 | 286 | 46 |
| 10034 | 225412 | DEF | 2016/10/4 7:13 | CB002 | 西船橋駅前店 | 305 | 288 | 近江屋チョコレート(ホワイト) | 4 | 209 | 46 |
| 10035 | 231622 | GHI | 2016/11/30 11:59 | TK101 | 錦糸町店 | 211 | 793 | バンドウクジラぬいぐるみ(大) | 1 | 16500 | 46 |
| 10036 | 231622 | GHI | 2016/11/30 11:59 | TK101 | 錦糸町店 | 211 | 151 | 王様のカフェラテ | 1 | 132 | 46 |
| 10037 | 231622 | GHI | 2016/11/30 11:59 | TK101 | 錦糸町店 | 211 | 22 | タマゴサンド | 1 | 286 | 46 |
| 10038 | 231622 | GHI | 2016/11/30 11:59 | TK101 | 錦糸町店 | 211 | 287 | 近江屋チョコレート(ビター) | 4 | 209 | 46 |
| 10039 | 225412 | DEF | 2016/12/10 1:58 | MI301 | 溜池山王店 | 112 | 793 | 王様のカフェラテ | 1 | 132 | 46 |
| 10040 | 224523 | ABC | 2016/12/10 5:55 | KY023 | 横浜駅前店 | 104 | 151 | 王様のカフェラテ | 1 | 132 | 46 |
| 10041 | 122214 | JKL | 2016/12/10 5:55 | KY023 | みなとみらい店 | 102 | 22 | タマゴサンド | 1 | 286 | 119 |
| 10042 | 231622 | GHI | 2016/12/11 17:13 | CB002 | 西船橋駅前店 | 305 | 287 | 近江屋チョコレート(ビター) | 4 | 209 | 46 |
| 10043 | 225412 | DEF | 2016/12/12 13:33 | TK101 | 錦糸町店 | 204 | 23 | ミックスサンド | 1 | 298 | 46 |

他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように加工



| | | 個人 | 、情報等 | | 非個人情報等 |
|-------------------|------------------------|----------------------|--------------------------|------------------|-------------|
| | 個人情報 | 仮名加工情報 (個人情報) | 仮名加工情報 (非個人情報) | 匿名加工情報 | (統計情報等) |
| 利用目的の特定 通知・公表等 | ○ (規制対象) | △※ (規制対象) | × (規制なし) | × (規制なし) | × (規制なし) |
| その他の公表・ 通知義務 | × | × | × | 〇 (作成時・提供時) | × (規制なし) |
| 安全管理措置(データ等) | ○ (規制対象) | (規制対象) | ○ (規制対象) | (規制対象) | × (規制なし) |
| 消去の努力義務 | ○ (努力義務) | (努力義務) | × (規制なし) | × (規制なし) | × (規制なし) |
| 第三者提供の規 制 | ○ (同意) | (提供禁止) 委託・共同利用はOK | (提供禁止) 委託・共同利用は OK | △ (同意は不要) | × (規制なし) |
| 再識別の禁止 | - | ○ (禁止) | ○ (禁止) | ○ (禁止) | × (規制なし) |
| 本人への連絡等の禁止 | × (規制なし) | ○ (禁止) | ○ (禁止) | - (不可能) | - (不可能) |
| 漏えい等の報告 | △ → ○ (義務化) | × (対象外) | × (対象外) | × (対象外) | × (対象外) |
| 開示請求・利用 停止請求等 | △ → ○ (範囲拡大) | × (対象外) | × (対象外) | × (対象外) | × (規制なし) |

[※] 利用目的の変更が「関連性」ある範囲に限られる、という個人情報の規制が適用されない。 利用目的を自由に変更でき、変更の後の利用目的を「公表」すればよい。



仮名加工情報 取扱いのルール

- 個人情報と仮名加工情報の関係
 - > 個人情報である仮名加工情報
 - ✓ 自社で仮名加工情報を作成した事業者
 - →通常、個人情報である仮名加工情報
 - : 容易照合性
 - > 個人情報ではない仮名加工情報
 - ✓ 自社で仮名加工情報を作成したケースで、元データを削除した場合
 - ✓ 委託先・共同利用先:
 - →個人情報ではない仮名加工情報
- 仮名加工情報を作成する「意図」(ガイドライン)
 - ▶ 「作成するとき」は、仮名加工情報として取り扱うために、当該仮名加工情報を作成するときのことを指す。したがって、例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除(又は他の記述等に置き換え)した上で引き続き個人情報として取り扱う場合、あるいは匿名加工情報又は統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、仮名加工情報を「作成するとき」には該当しない。



生存する個人に関する情報

個人情報

要配慮個人情報

特定個人情報(マイナンバー)

仮名加工情報

匿名加工情報

個人情報保護法の適用がある

個人関連情報

マイナンバー法の適用がある

統計情報など



■ 利用目的の変更

> 個人情報についての利用目的の変更

(利用目的の特定)

第17条

2 個人情報取扱事業者は、<u>利用目的を変更</u>する場合には、<u>変更前の利用目的と関連性を有</u> <u>すると合理的に認められる範囲</u>を超えて行ってはならない。

> 改正法の仮名加工情報

(仮名加工情報の作成等)

第41条

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データ については、第17条第2項、第26条及び第32条から第39条までの規定は、適用しない。

→「関連性」を超えて、利用目的を変更できる

> 利用目的の公表は必要

(仮名加工情報の作成等)

第41条

4 仮名加工情報についての第21条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。



- 第三者提供と共同利用
 - ▶ 第三者提供は不可 (=個人データとして提供する)
 - > 委託・共同利用は可能
 - ✓ 共同利用について「利用する者の範囲や利用目的等は、作成の元となった個人情報の取得の時点において通知又は公表されていた利用目的の内容や取得の経緯等にかかわらず、設定可能である」(通則GL)

(参考:個人データの場合)

既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が法第17条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。



■ 識別行為の禁止

第41条

7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の 作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と 照合してはならない。

■ 本人への連絡等の禁止

第41条

8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。



仮名加工情報 取扱いのルール

■ 適用除外

法第41条(第9項)

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データ については、第17条第2項、<u>第26条及び第32条から第39条までの規定は、適用しない</u>。

> 漏えい等の報告・通知(26条)

仮名加工情報である個人データについて漏えい等が発生した場合でも、法 第26条に基づく報告や本人通知は不要

- 仮名加工情報の作成の元となった個人データ又は氏名と仮IDの対応表のような削除情報等(個人データであるもの)については、26条が適用される

▶ 本人からの開示等の請求等(32条~39条)

仮名加工情報である保有個人データについては、32条~39条に基づく本人からの開示等の請求等の対象とならない

- 仮名加工情報の作成の元となった保有個人データを引き続き保有している場合、当該保有個人データについては、開示等の請求等の対象となる



仮名加工情報 取扱いのルール

■ 削除情報等の安全管理措置

- ▶ 41条2項、42条3項 仮名加工情報に係る<u>削除情報等*の漏えいを防止するための安全管</u> 理措置を講じなければならない
 - *「仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報」 →その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元する ことができるものに限る(41条2項)

その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるもの」には、例えば、氏名等を仮 ID に置き換えた場合における置き換えアルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータ又は氏名と仮 ID の対応表等のような加工の方法に関する情報が該当し、「氏名を削除した」というような復元につながらない情報は該当しない。(GL)

> 2020年11月27日個人情報保護委員会

「<u>匿名加工情報に係る加工方法等情報と同程度の安全管理措置</u>を求めるべき」

→施行規則32条(次ページ)



▶ 削除情報等の安全管理で求められる措置(規則32条)の具体例

| / 別际消取守の女王旨生 | じ水のり110拍直(成則32米)の呉仲沙 |
|---|---|
| 講じなければならない措置 | 具体例 |
| ①削除情報等を取り扱う者の権限及 び責任の明確化 | ●削除情報等の安全管理措置を講ずるための組織体制の 整備 |
| ②(ア)削除情報等の取扱いに関する 規程類の整備 (イ)当該規程類に従った適切な取 扱い (ウ)削除情報等の取扱状況の評価 及びその結果に基づき改善を図 るために必要な措置の実施 | ・削除情報等の取扱いに係る規程等の整備とこれに従った運用 ・従業員の教育 ・削除情報等の取扱状況を確認する手段の整備 ・削除情報等の取扱状況の把握、安全管理措置の評価、見直し及び改善 |
| ③削除情報等を取り扱う正当な権限 を有しない者による削除情報等の 取扱いを防止するために必要かつ 適切な措置 | ・削除情報等を取り扱う権限を有しない者による閲覧等の防止 ・機器、電子媒体等の盗難等の防止 ・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 ・削除情報等の削除並びに機器、電子媒体等の廃棄 ・削除情報等へのアクセス制御 ・削除情報等へのアクセス者の識別と認証 ・外部からの不正アクセス等の防止 ・情報システムの使用に伴う削除情報等の漏えい等の防止 が止 |



3. まとめ

■ 仮名加工情報

- ▶ 加工基準が明確で簡単
- > 当初の利用目的と離れた利用目的でもOK
- > 開示等の請求や漏えい等の報告の対象外
- →分析目的であれば、仮名加工情報として保存しておくとよい
- > 第三者提供はできない(委託・共同利用は可)
- > 公表は必要

■ 匿名加工情報

- > 加工基準が難しい
- > 利用目的は無限定
- > 開示等の請求や漏えい等の報告の対象外
- > 第三者提供も可能
- > 公表は必要



3. まとめ

仮名加

工情報

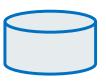
に加工

仮名加

工情報

に加工

甲野販売(株)



会員ID

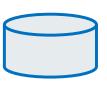
氏名

性別

生年月日

購入日時

商品名



会員ID

性別

生年月

購入日時

商品名





会員ID

性別

生年月

購入日時

商品名 ———— 住所地域

年収区分

分析 知見

例)東京圏の年収 800万円以上の層 には○○が売れる

甲野カード(株)



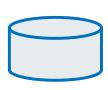
会員ID

氏名

性別

住所

年収



会員ID

_

性別

住所地域

年収区分



共同利用

- 個人情報との突合等 (識別行為)は不可
- 本人への連絡等も不可

会員ID

氏名

性別

生年月日

購入日時

商品名



3. まとめ

41条Ⅱ削除情報等の安全管理措置

個人情報

3 17条利用目的特定⑥・変更 18条目的外利用禁止・例外

> 19条不適正利用禁止⑥ 20条適正取得⑥

21条利用目的通知等

40条苦情の処理⑥⑦

個人データ

22条正確性・消去
23条安全管理措置⑤⑦
24条従業者監督⑤⑦
25条委託先監督⑤⑦
26条漏えい等
27条第三者提供
28条外国提供

29条提供記録 30条受領記録

31条個人関連情報

保有個人 データ

32条公表 33条開示 34条訂正等 35条利用停止等 36条理由の説明 37条手続 38条手数料 39条事前の請求 I 加工方法
Ⅲ目的外利用禁止(18)
Ⅳ利用目的公表(21)
Ⅷ再識別禁止
Ⅷ連絡禁止
Ⅳ適用除外
-利用目的変更(17Ⅱ)

5 V消去(22) VI提供禁止(27・28) 委託・共同利用 IX適用除外 -漏えい等報告(26)

4

IX適用除外 -32~39第

仮名加工情報

仮名加工情報 データベース 等を構成する 仮名加工情報

7

I 提供禁止

Ⅲ委託・共同利用Ⅲ準用23~25条安全管理(23条漏えいのみ)40条苦情処理41条41条

41条/// 連絡禁止

8

①~③:4章2節 ④~⑥:41条各項+①②③の赤字 ⑦42条各項 ⑧規制なし

お問い合わせ先



牛島総合法律事務所 弁護士 影島広泰

| 03-5511-3233 | 2003.10 | 弁護士登録(第56期)牛島総合法律事務所入所 |
|---------------------------------------|---------|---|
| hiroyasu.kageshima@ushijima-law.gr.jp | 2013.1 | 牛島総合法律事務所パートナー |
| | 2015.5 | 情報化推進国民会議 本委員(~2017.3) |
| 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー14階 | 2015.7 | 情報化推進国民会議 マイナンバー検討特別委員会委員(〜 2015.12) |

【個人情報の取扱い・情報管理に関する案件】

- ▶ パーソナルデータを利用したビジネス構築のための法的スキームの助言
- ▶ 内外企業がクロスボーダーにデータを移転する際の法的助言(GDPR・アジア各国法)

【システム・ソフトウェア開発に関する案件】

- ▶ 金融機関、流通、サービス業の各システム開発の中止に伴う訴訟・紛争
- ▶ システム開発プロジェクト遂行中のコスト増、品質問題、プロジェクト中断に関する交渉のアドバイス

【著作等】

- 「法律家・法務担当者のためのIT技術用語辞典<第2版>」(商事法務)
- ▶ 「座談会 システム開発取引はなぜ紛争が絶えないのか」(NBL 1115号~1117号)
- ▶ 「個人情報保護法と企業実務」(清文社)ほか多数

【その他】

- > Legal 500 TMT (Technology Media and Telecommunications) Asia 2022のLeading Individual に選出
- ➤ Thomson Reuters 2021年「ALB Asia Super 50 TMT Lawyers」に選出
- ▶ 日本経済新聞社「企業法務・弁護士調査」2019年データ関連「企業が選ぶランキング」第1位